

【満塩委員御意見】

「目標」、「枠組み設定」、「推進体制」等に関する意見

2008年5月16日

環境省 CIO 補佐官 満塩 尚史

- 「2つのアプローチ」モデルに加え、「情報供給主体」の「情報管理主体」間を結ぶ仕組み」の必要性について

従来、情報セキュリティに関する施策は、「情報管理主体」を中心に行われており、検討論点に挙げられている「情報供給主体」を意識した情報セキュリティ施策は、重要である。一方、これらの「情報供給主体」及び「情報管理主体」の施策に加え、「情報供給主体」の「情報管理主体」間を結ぶ仕組み」を意識したモデルを構築する必要があると考える。「情報供給主体」の「情報管理主体」間を結ぶ仕組み」の一例には、「最終的なサプライヤーには、クレジット番号を直接渡さずに高度なセキュリティ管理が行われている電子商取引サイト管理者が支払い能力のあることを証明仕組み」等が上げられる。

- 「無謬性の追求」から「事故前提社会」への変革のための情報セキュリティ社会構造の導入について

情報セキュリティマネジメントにおいても「最低水準や基準の提示」や複数レベルは、重要であり、今後、きめ細やかに行う必要があると考えている。

リスクマネジメントで重要なのは、最終的に影響を受ける利用者（ユーザ）に選択肢を提供し、利用者のリスク分析に基づいて、選択可能な状況でなければならない。そのため、国民に「無謬性の追求」から脱却し、「合理的に裏付けられたアプローチ」を求めるのなら、社会構造として、「選択肢」を提供していかなければならないと考える。この社会構造としての「選択肢」を準備することが情報セキュリティマネジメントの「基準の提示」や「複数レベルの提示」であると考えている。

「複数レベルの提示」をすることは、多くの利用者が高いレベルを求めるとか、多くの提供者側では、最低限のレベルを求めるといった議論はある。まさに「多くの利用者が高いレベルを求める」ということが、「無謬性の追求」につながっている。そのため、「合理的に裏付けられたアプローチ」や「事故前提社会」への変革を国民に求めるのであるならば、社会構造として国民が「合理的に裏付けられたアプローチ」として認識できる「基準の提示」や「複数レベルの提示」が必要であると考えている。また、「多くの利用者が高いレベルを求める」（≠無謬性の追求）にならないような仕組み」は、「基準の提示」や「複数レベルの提示」とは、別に考えるべきではないかと思う。「多くの利用者が高いレベルを求める」（≠無謬性の追求）にならないような仕組み」が正に「事故前提社会」としての国民や企業における意思決定の仕組みになると考える。

これらの「基準の提示」や「複数レベルの提示」が提示されないとしたら、国民に意識としては「無謬性の追求からの脱却」を求めても、情報セキュリティの社会構造が「無謬性の追求」から脱却できないと考える。

- 「事故前提社会」における社会的及び技術的に合理的な基準整備の推進体制の必要性
“技術的な情報セキュリティのスタンダード化”を推進し管理する推進体制は、必須であると考えます。これは、「事故前提社会」への移行を進めた場合、問題となるのは、「事故」が、「合理的に裏付けられたアプローチ」を行った上で起こった「事故」なのか、それとも、合理的でなく単なる能力不足等によって起こった「事故」なのか、判断しなければいけない状況が国民、企業、行政機関に起こってくると考えられる。もちろん、そのような場合、結果に関しては個別に検討及び判断することは可能であると考えますが、事前に検討する場合においては、個別の国民や企業の能力や知識だけで検討することは不可能に近い。そのため、国として“技術的な情報セキュリティのスタンダード化”を行い、これを材料として「合理的に裏づけされたアプローチ」を国民、企業、行政機関に実施することを求めるべきであると考えます。そのため、この“技術的な情報セキュリティのスタンダード化”は、単なる「技術」だけの問題ではなく、「社会的」にも合理性を持たせることが可能になると考えます。そのため、“技術的な情報セキュリティのスタンダード化”は、“社会的及び技術的に合理的な基準整備”につながると考えます。

このような技術的な情報セキュリティのスタンダード化がない状態では、「合理的に裏づけされたアプローチ」へ変革することは困難であると考えます。